

諮問番号：諮問第 307 号

答申番号：答申第 307 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡市博多福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 26 条の規定による保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

生活保護（以下「保護」という。）が廃止される理由の説明がなく、いつの間にか廃止になっていた。本件処分は、別途提起している裁判の第 1 回口頭弁論において処分庁が提出した証拠書類によって知ったものである。

2 審査庁の主張の要旨

処分庁は、審査請求人の平均収入充当額に基づいて保護の要否判定を行い、保護を要しないと判断している。この判断は、法令等に則って適正に行われたものと認められ、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、本件処分に至る手続に違法又は不当な点がないかということにあるので、以下判断する。

1 保護の要否の判定について

(1) 法第 26 条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、

速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。(後略)」と規定している。

また、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第10の2の(1)は、「保護の要否の判定は原則としてその判定を行なう日の属する月までの3箇月間の平均収入充当額に基づいて行なうこととする。(以下略)」と定めている。

(2) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第10は、保護の要否は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と収入との対比によって決定することと定めている。他方、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第10の間12の答では、当該世帯における定期収入の恒常的な増加等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるときは、保護を廃止すべきであるとされている。

(3) 処分庁は、令和6年10月から12月までの3か月間の平均収入充当額に基づいて保護の要否の判定(要否判定の内容は別紙のとおり)を行い、保護を要しないと判断したものである。

したがって、処分庁は、法第26条の規定及び局長通知第10の2の(1)の定めに従って本件処分を行ったものと認められ、違法又は不当な点は認められない。

2 その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和8年2月3日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和8年3月16日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

1 (1) 法第26条では、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定する旨が規定されており、局長通知第10

の2の(1)は、保護の要否の判定は原則としてその判定を行う日の属する月までの3箇月間の平均収入充当額に基づいて行うこととされている。

(2) また、次官通知第10は、保護の要否は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と収入との対比によって決定する旨が定められており、課長通知第10の間12の答では、当該世帯における定期収入の恒常的な増加等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるときは、保護を廃止すべきである旨が定められている。

(3) 本件についてこれをみると、別紙のとおり、審査請求人の令和6年10月から12月までの3か月間の平均収入充当額は305,833円であるのに対し、最低生活費は148,740円であることが認められ、平均収入充当額が最低生活費を上回ることが認められる。

したがって、処分庁が、本件処分を行ったことについて、違法又は不当な点は認められない。

2 そのほか、本件処分に至る手続をみても、違法又は不当な点は認められず、本件処分に影響を与える事情もないので、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員 井上 禎 男

委員 井手上 治 隆

委員 森 美知子

別紙 保護廃止要否判定書（抜粋）

●生活扶助	
一類＋二類	73,310
その他＋加算	1,000
冬季加算	2,630
合計	76,940

●住宅扶助	34,500
-------	--------

●医療扶助	
医療費（上限額）	35,400
医療保険料	1,900
合計	37,300

●最低生活費	148,740
--------	---------

●就労収入 (令和6年10月～12月)	
総収入	335,226
基礎控除	22,760
所得税	6,633
収入認定額	305,833

収入	305,833
----	---------

最低生活費 ≤ 収入 となるため保護自立できる
